

## プライバシーポリシー（個人情報及び特定個人情報等保護方針）

わが社は、現在情報化社会における個人情報及び特定個人情報等（個人番号及び個人番号をその内容に含む情報をいう。以下同じ）の重要性およびその侵害の危険性について真摯に認識し、個人情報及び特定個人情報等の保護に努めるべく、ここに宣言する。

### 第1条（個人情報及び特定個人情報等の取得）

①わが社は、個人情報を取得するにあたっては、個人情報保護法及び番号利用法の理念に沿って、適切な手段を講じるものとする。また、要配慮個人情報（人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害情報等をいう、以下同じ）の取得は、本人の同意なく取得する事をしない。

②わが社は、個人番号関係事務を処理するために必要がある場合に限り、特定個人情報等を取得し、番号利用法の理念に従って適切な手段を講じるものとする。

### 第2条（個人情報及び特定個人情報等の管理）

①わが社は、取得した個人情報及び特定個人情報等の正確性を保ち、これを安全に管理し、そのために必要な物的・人的・技法的完全管理体制を整えるものとする。なお、特定個人情報等の取得に際しては、厳格な本人確認を実施する。

②わが社は、IT社会における個人情報及び特定個人情報等保護のため、不正アクセス等に対するセキュリティ体制を整えるべく務める。

③わが社は、業務上取り扱う個人情報及び特定個人情報等保護のために、管理方法等の研修を実施するように努める。

④わが社は、個人情報及び特定個人情報等の管理を徹底するために、個人情報保護責任者及び特定個人情報保護責任者を任命し、その職に当たらせることとする。

### 第3条（個人情報及び特定個人情報等の利用）

①わが社は、取得した個人情報については、その取得に至る利用目的の範囲内において、且つ、業務上必要な限度においてのみ利用するものとする。

②わが社は、個人番号関係事務を処理するために必要がある場合、かつ、業務上必要な限度においてのみ、特定個人情報等を利用するものとする。なお、たとえ個人の同意があっても必要な限度を超えて特定個人情報等を利用することはしない。

③わが社は、個人情報の取り扱いを第三者に委託する場合、または第三者と共同して利用する場合は、当該第三者について、厳正かつ適正な調査及び監督を施す。

④ わが社は、個人情報の取り扱いを第三者に委託する場合、第三者と共同して利用する場合は、外部委託管理規程、外部委託運用規則を遵守し、秘密保持契約を締結するものとする。

⑤わが社は、個人番号関係事務を処理するために必要がある場合、かつ、業務上必要な限度においてのみ、特定個人情報の取り扱いを第三者に委託するものとする。なお、委託先がわが社の許諾を得て再委託する場合も同様とする。

⑥わが社は、個人番号関係事務をする必要がなくなったときは法令の保存期間を経過後、すみやかに廃棄または削除するものとする。

#### 第4条（匿名加工情報）

①わが社は、業務上必要な場合において、個人情報を特定の個人が識別できず、かつ復元することが出来ないよう匿名加工を施すときは、個人情報保護委員会規則の定める手続きに従って適切な加工を行うものとする。

②わが社は、前項により加工された匿名加工情報を第三者に提供するときは、提供する情報の項目及び提供の方法について公表するとともに、提供先の第三者に対して、当該提供する情報が、匿名加工情報である旨を明示するものとする。

③わが社は、匿名加工情報の安全管理に必要なかつ適切な措置を講じ、講じた措置の内容を公表するものとする。

#### 第5条（個人情報及び特定個人情報等の第三者提供）

①わが社は、法令に定めがある場合を除いて、事前に本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に対して提供することはない。

②わが社は、個人データを第三者提供するときは、個人情報保護委員会で定める規則に従い、当該個人情報を提供した年月日、当該第三者の氏名等の記録を作成し、一定の期間保管するものとする。

③わが社は、法令の定めがある場合を除いて特定個人情報を第三者に対して提供することはない。

#### 第6条（個人情報及び特定個人情報等の開示等）

①わが社は、個人情報及び得意邸個人情報については、その本人からの開示、訂正、利用停止、消去等の請求がある場合には、適正かつ速やかな対応を講ずるものとする。

②わが社は、特定個人情報については、自らの特定個人情報が違法に第三者に提供されている訴えがあり、かつ、それが事実であったときは遅滞なく第三者への提供を停止するものとする。

#### 第7条（個人情報マネジメントシステムの策定）

本方針の内容を実現し、個人情報保護及び特定個人情報保護対策を実現するために、これらの情報を適切に利用するとともに、個人情報管理規則及び特定個人情報管理規則を策定し、従業員その他関係者に周知徹底し、なおかつ、適宜継続的に改善していくよう努める。

#### 附則

1 この規則を変更または廃止する場合は、取締役会の承認を必要とする。

2 この規則は2020年10月14日に制定し、同日実施する。